



---

# 総合科学の基礎C 哲学・思想の基礎

第4回

担当教員：熊坂 元大

[[kumasaka@tokushima-u.ac.jp](mailto:kumasaka@tokushima-u.ac.jp)]

---



---

# ミルの功利主義と自由主義

---

# J・S・ミル (1806-1873)

---

- 功利主義者で『自由論』などの著者として知られる
- 女性参政権論者
- ジャマイカで発生した暴動では、ダーウィンらと共に総督を弾劾し、反乱側を擁護

# 父親の影響

---

- 父ジェームズ・ミル（ベンサムの友人であり、功利主義者）の英才教育を受け、ベンサムの思想を学ぶ
- ただしジェームズは後年「快樂というものをほとんど信用しなかった」と評される
- ジェームズは「もし人生を、よき政治とよき教育との力で、その可能性の通りにすることができれば、それは手に入れるに値するものになる」と考えた
- 快樂 < 良き個性の涵養

# J・S・ミルによる功利主義の擁護

---

- 豚の哲学という批判に対して、「まさしく野獣の快樂が人間の幸福の概念を満たさないがゆえに墮落的だと感じられるのである。人間は動物の欲求能力よりも高級な能力を持ち、一度そうした能力に気づいたなら、その能力の充足を含まないようなものは幸福と見なさない」と主張
- 「満足した豚であるよりは、不満足な人間であるほうがよい。同様に、満足した愚者であるよりは不満足なソクラテスであるほうがよい。そして、その豚あるいは愚者の意見がこれ異なるのであれば、それはその者が自分の主張しかできないからである」

# ミルの功利主義への疑問 1

---

- ベンサム思想は量的功利主義、それに対してミル思想は質的功利主義と呼ばれる
- 【疑問】質の違いを残したまま幸福計算はできるのか

# ミルの功利主義への疑問 1

---

- より低いレベルの快楽と高いレベルの快楽があるのだとすれば、高いレベルの快楽とはどういう意味か？
- 高レベルの快楽 = より多くの快楽？
- しかし高級な趣味・活動が、低俗な趣味・活動よりも多くの快楽を与えてくれるという主張は、説得力に欠ける

# ミルの功利主義への疑問 1

---

- やはり量の問題ではなく質の違いがあるということ？
- しかし異質なものをどう比較するのか？
- リンゴとリンゴならどちらがおいしいか比較できる（幸福計算できる）が、リンゴの美味しさと仕事のやりがいをそのまま比較することはできない



# ミルの功利主義への疑問 2

---

- 「豚あるいは愚者の意見がこれと異なるのであれば、それはその者が自分の主張しかできないからである」
- 【疑問】大衆を見下すエリート主義ではないのか

# ミルの功利主義への疑問 2

---

- ミルは人々が低レベルの快樂に満足してはいけないという倫理規範を述べてはいない
  - 人の趣味・嗜好の自由に干渉することは、ミルの自由主義思想に反する
- 動物の欲求能力よりも高級な能力を持つ人間は、動物的な快樂だけでは十分に幸福にはなれないのだという、ミルなりの人間についての事実認識を述べている

# ミルの功利主義への疑問 2

---

- 実際には、高級とは言い難い快樂ばかりを求める人が大勢いることにミルはどう答えるのか
- ミルによると、人は適切に経験すれば、より高級な快樂を好むようになる（何かを達成する喜びなど）
- 長期にわたって一つのことに取り組んだり、一時的な停滞や後退を受け入れる姿勢を後押しする教育が大事

# ミルの自由主義

---

- ミルの質的功利主義と人間観は、彼の自由に対する考えをふまえて考えることが必要
- ベンサムも自由思想の持ち主だが、彼が重視したのは「各人は一人として数えられるべき」という**平等主義**
- ミルは平等主義を継承しつつ、**個性や多様性**を強調しようとしたことで、自由の問題がより重要に

# ミルの自由主義

---

- 功利主義を継承・擁護しつつ、父ジェームズの影響も
  - 快楽く良き個性の寛容
- 世の中には、多様な個性を発展させた自由を必要とする人間と、自由を望まない人間がいる
- 前者がいなければ「人間生活は淀んだ水たまりのよう」であり、**個人の自由を守ることが社会の幸福を増大させる**とミルは考えた

# ミルの自由主義

---

- 功利主義の立場から個人の自由を重視
- 他者の行為の自由に、正当に干渉しうる唯一の目的は、自己防衛と述べる（**危害原理**※命名は後世の学者）
- 言い換えれば、他者に危害を加えない限り、何をしようと個人の自由であり、その自由を侵害するのは不当ということ

# ミルの自由主義

---

- 危害原理に違反しない「自分自身だけに関係する行為については、彼の独立は、当然絶対である」
- そのような自由の例として挙げられるのは
  - 1) 内面の自由（思想信条とその表現）
  - 2) 嗜好と職業の自由
  - 3) 個々人の団結の自由

# ミルの自由主義

---

- 民主主義が多数派による支配・抑圧を生み出す可能性や、自由の抑圧へ向かう自由の行使（権威主義的な社会を望む人々の自由）の可能性も否定せず
- それでもミルは、人々が習慣に盲従するのではなく、自分の判断で人生を切り拓く個性を涵養すれば、自由な社会の到来に近づくと考えた



# ミルの自由主義

---

- ミルによると、**活動的な性格・害悪と闘う性格**は代議政治（民主主義）に相応しく、**受動的な性格・害悪に忍従する性格**は相応しくない
- イギリス人・アメリカ人は代議政治に向いていると、ミルは主張
- 日本文化をはじめ、アジアの文化のなかには、受動的な性格を美德として評価するものも……



---

---

# 自由と寛容

---

---

# 表現の自由はどこまで？

---

- 近年、日本ではヘイトスピーチが話題に（2013年の流行語トップテン入選）
- ヘイトスピーチとは、差別（変更が困難な人種・国籍・性別・宗教などの属性を根拠として不利益を強制する区別）にもとづき、一部の人びとへの憎悪を煽る言動のこと
  - 日本では「少数派に対する」という語句が付くことが多い
- 差別的な言動が繰り返られるのは問題だが、表現を規制することは深刻な自由の侵害にもなりうる

# 表現の自由についてのミルの見解

---

- 「どれほど**不道徳なもの**だと考えられようとも、発言や議論の十全な自由が存在しなければならない」
- 「一人を除いて全人類が同意見で、ただ一人だけが反対意見だとして、その**一人に沈黙を強いることは、一人が全人類に沈黙を強いるより正当化されるということはない**」
- ミルにとって表現の自由は個人の尊厳にとって不可欠であり、その制限は「一つのととても単純な原理」、すなわち**危害原理**にもとづいたものでなければならない

# 危害原理

---

---

- 危害原理は功利主義者ミルによって明確に表明されたが、多くの権利論者からも支持される
- 他者に危害を加えない（＝権利を侵害しない）かぎり、ある行為は本人の自由権の行使として認められるべきである、という考えは基本的に広く支持される

# 危害原理

---

---

- 危害原理に違反しない「自分自身だけに関係する行為については、彼の独立は、当然絶対である」
- そのような自由の例として挙げられるのは
  - 1) 内面の自由（思想信条とその表現）
  - 2) 嗜好と職業の自由
  - 3) 個々人の団結の自由

【疑問】本当に自分自身だけに関係する行為なのか？

# 危害原理と表現

---

- 穀物業者が穀物を貯め込むなどして価格をつり上げ、貧困層を飢えさせているという見解を、印刷物を通じて広く表明する自由は保護される
- しかし怒りに燃えて穀物業者の近隣に圧あつた群衆の前で、同様の見解を述べることは、彼らを暴走させ、業者の**財産や生命を危機にさらす**直接の引き金となり得るので規制される

# アメリカでの事例

---

---

- 1977年と78年にイリノイ州スコーキー村（人口7万のうち4万がユダヤ系、3千人がナチスの迫害を逃れて移住してきた）を、ネオナチが軍服を着たりナチスの鍵十字を見せつけながらデモ行進
- 村がこのデモを禁止するための条例を制定すると、ネオナチはこれを違憲として裁判に



# アメリカでの事例

---

---

- 州最高裁は条例を違憲と判断、連邦裁は上訴を受理せず
- 危害原則で考えても、当時の社会状況ではこのデモがユダヤ人迫害再現の引き金になるとは考えられない
- 突発的な暴力沙汰が起きるとしたら、被害が大きいのはむしろネオナチ側である可能性が高い
- ヘイトの対象となった人びとに危害はない？

# 危害原理と表現

---

---

- ミルは精神的危害を重く受け止めてはいなかった様子
- 今日なら、深刻な鬱症状などを引き起こせば、精神的危害が認められるだろうが、そこまでの事態を引き起こさないヘイト行為は……
- 危害はなくとも、他者を不快にしようとしている行為は規制されるべきという不快原則も提唱されている

# 不快原理

---

---

- だが不快さに**客観性**を認めることは困難で、偏見から不快感を持つ者もいる（同性愛者、ムスリム etc.）
- 危害原則であれば、彼らの存在を不快に思う人がどれだけいようと、危害は加えられていないのだから、彼らの自由に干渉してはならないという主張はわかりやすい
- 不快原則では、議論も規制の運用もやや複雑に

# 不快原理

---

- **政治的発言**の多くは、特定の集団（外国人・貧困層・富裕層・宗教団体 etc.）の問題点に言及するので、標的となった集団は何かしらの不快感や精神的危害を主張しうる
- つまり不快感や精神的危害を根拠とする規制を厳密に運用すると、公的発言・表現がほとんどできない社会となる危険が生じる

# ヘイト行為への対応

---

- 容易に回避可能な精神的危害は危害を受ける側が避ければ良いという主張も
  - 「嫌なら見るな」
- だが憎悪の対象となる側が回避を心掛けなければならないのは、適切とはいいがたいケースも多い
- 表現が行われていること自体が受け入れがたいような精神的危害が認定されれば規制も認められるだろうが、実際は多くのヘイト行為が規制外になる可能性も

# 日本が関わる最近の事例（2017.04.25）

## サッカーアジアチャンピオンズリーグ 水原三星 vs 川崎 F

---

---

- 旭日旗を応援に使うことは差別や挑発？
- 確かなのは韓国側に不快と  
感じるものがいたことと、それ  
が十分に予測できたこと
- 不快にさせた側に問題がある  
のか、不快を感じる側に問題  
があるのか

# ヘイト行為への対応

---

- ミルが考えるような**単一・単純な原理**で対応することには無理がある
- 表現の自由の規制は、**極めて慎重**に行われなければならないが、表現が社会のなかで行われるものである以上、その自由も**絶対的ではない**
- 社会が重視する**諸価値との関連**のなかで判断することが必要

# 社会と表現

---

- いかなる社会にも規制は存在しており、存在することは避けられない
- たとえば民主主義社会を成立させるためには、最低限の手続きとして発言規則が必要
- そもそも表現は**社会の中で行う（他者と関わる）**ということに大きな意味がある
- 無人島で孤独に暮らすロビンソン・クルーソーが、誰にも邪魔されずに表現活動を行うことができることに、どれほどの意味があるのか



# 社会と表現

---

- 大部分の表現は、何らかのフィードバックを求めて行われる
- ポジティブなフィードバックは、表現者を後押しするのに対して、ネガティブなフィードバックは、たとえ法的罰則がなくても人々に表現を控えさせ、精神的な抑圧を引き起こしうる（ベンサムの言う**道徳的制裁**）

# 社会と表現

---

- ヘイト行為の問題点の一つは、誰かを理不尽に傷つけること
- もう一つの問題は、特定の集団を劣った存在や汚らわしい存在として描き出すことで、相互信頼や平等精神といった**民主主義社会の基盤**を弱体化させること
- 民主主義社会を安定状態に保つためにも、ヘイト行為を抑制することが望まれる

# 社会と表現

---

- ただし規制がどのようなものであれ、それが表現の自由と両立しつつきちんと機能するためには、社会で暮らす人びとに、寛容のような市民的礼節 (civility) や市民的徳 (civic virtue) と呼ばれるものが必要

# 寛容

---

- 歴史的背景や政治的対立が理由で、嫌悪感や敵意を感じてしまう集団や、こちらに嫌悪感や敵意を向ける集団に対して寛容になれと言われても難しい？
- では寛容とは？

# 寛容

---

- 国語辞典では「心が広く人の言動をよく受け入れること。また人の過ちや欠点を厳しくせめないこと」といった定義
- しかしこうした定義が不十分であることは、哲学の知識の有無とは関係なく、日常的な言葉遣いを振り返ればわかる
- 普通、私たちは、**自分と同じ意見**を受け入れること、自分にとって**どうでもよい事柄についての異なる意見**を受け入れることを、あえて寛容だとは評価しない

# 寛容

---

- つまり、私たちは寛容を「何か自分にとって**重要な事柄**について、**異なる意見**を持つ相手に対して、理解・共感の姿勢を示し、少なくとも共存の可能性を探ること」であると理解している
- 言い換えれば「**受け入れがたいことを受け入れるための道筋を探ろうとする態度**」

# 寛容

---

- もちろん寛容にも限度はある
- 民主主義社会の安定という視点から考えると、社会の安定を掘り崩すことを目的とする行為（テロや差別など）に寛容であることはできない
- また対立する陣営の一方にのみ寛容を要求し続ければ、いずれ破綻を招く
- 相手に寛容を要求するだけでなく自らも寛容であろうとすること、自陣営だけでなく相手陣営にも寛容を要請することが必要

# 補足

---

- またマイノリティに向けられる差別発言だとする理解が**日本の**学者やメディアにはよく見られる
- 2016年のいわゆる「ヘイトスピーチ対策法案」も、正式名は「邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」
- **外国出身者以外のマイノリティ**も対象に含むほうが良いし、さらに言えば**マイノリティに限定する**のも問題（むろんマイノリティのほうが、差別による被害は深刻化しやすく、単純な同列視も問題がある）



# 補足

---

- また日本の活動家やメディアから発信される言説を見ると、たんにタカ派的・保守的な発言や単なる暴言をヘイトスピーチと見なしていたり、排他的思想の持ち主だからと言うことで、講演などの機会そのものを認めようとしなない反自由主義的態度も
- 自由で民主的な社会のため、という目的を忘れずに